

第三者評価（結果）報告書（総括）

総括	
対象事業所名	フロス寺尾
対象サービス	共同生活援助
事業所所在地	神奈川県綾瀬市寺尾
設立年月日	平成 27 年 4 月 1 日
評価実施期間	平成 30 年 3 月 ～ 平成 30 年 8 月
公表年月日	平成 30 年 9 月
評価機関名	株式会社フィールズ
総合評価（ホームの概要と理念や方針、支援にあたって努力・工夫している点など）	
<p>（ホームの概要）</p> <p>フロス寺尾は、平成 27 年 4 月 1 日開設の新しいホームで、運営法人は、社会福祉法人県央福祉会です。小田急線・相鉄線「海老名駅」より相鉄バスで 15 分、バス停「綾瀬高校」下車、徒歩 1 分の所にあります。住宅街の中にある 2 階建て建物はホーム専用の一戸建てで、1・2 階とも利用者の居室は 5 室あり、1 階は男性、2 階は女性の利用者が生活し、日中は就労先等に通っています。職員体制（世話人、生活支援員）は、1・2 階合わせて常勤職員 2 名、非常勤職員 8 名です。ホームのバックアップ施設は、同じ法人が運営する「綾瀬市障害者自立支援センター希望の家」で、日常的に連携が図られています。</p> <p>（ホームの理念や方針）</p> <p>運営方針は、フロス寺尾の運営規程に定めています。</p> <p>①事業所が実施する事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとしします。</p> <p>②事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとしします。</p> <p>③サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害者福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携について努めるものとしします。</p> <p>④事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守します。</p> <p>（支援にあたって努力・工夫している点など）</p> <p>①職員間の日々の情報交換は業務日誌を用いて行っているほか、全職員参加の職員会議を毎月 1 回定期的に開催すると共に、常勤打合せを毎月 1 回開催し、情報の共有化や利用者への適切なサービスの提供を図っています。</p> <p>②個別支援計画は、利用者や家族の意向を踏まえて作成しています。書式を独自に工夫し、「日常生活」「医療」「社会生活」「対人関係」「経済関係」「その他」などの 6 分野を設定し、それぞれに具体的な課題、支援計画等を記載した分かりやすい内容になっています。</p> <p>③毎月ホームの防災訓練・避難訓練を実施し、防災意識の向上に努めています。また、地域の防災訓</p>	

<p>練に参加すると共に、地域防災協定の締結を目指しています。</p> <p>④重要事項説明書やサービス契約書は、サービス提供の方針や内容が、利用者に分かりやすい文章で書かれており、利用者の主体性や自主性を尊重した内容になっています。</p> <p>⑤ホームの集団レクリエーションの一環として、利用者の希望を聞きながら、日帰り旅行や一泊の旅行を行っています。また、月1回、リクエストメニューの日を設け、利用者が順番で自分が食べたい食事をリクエストすることができ、利用者の楽しみの一つになっています。</p>	
<p>評価領域ごとの特記事項</p>	
<p>1. 人権の尊重</p>	<p>①支援に関わる時は事前に本人の承諾を得てから行い、一方的な介助や支援を行わないようにしています。</p> <p>②上から目線ではなく、利用者に対等な立場で話をすることに気を付け、差別的な言動をしないように心掛けています。</p>
<p>2. 意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供</p>	<p>①利用者が得意なこと、できることを職員が見つけ、それに対し本人ができた時は、そのことが自信につながるような声掛けをしています。</p> <p>②個別支援計画は、利用者や家族と話し合い、職員の意見も入れて作成しており、中間評価、年度評価を実施して見直しを行っています。利用者に分かりやすい、ホーム独自の様式を使用しています。</p>
<p>3. サービスマネジメントシステムの確立</p>	<p>①利用者の小遣い等の金銭管理に当たっては、利用者と職員と一緒に出納帳を付けるなどして専任の職員が管理しています。個々の特性に応じて期間を定め、小遣いとして渡しています。</p> <p>②ホームで毎月防災訓練を行うほか、自治会や地区の社会福祉協議会が実施する防災訓練に参加しています。</p>
<p>4. 地域との交流・連携</p>	<p>①ホームが単独で自治会の2区14組となっており、組長を務め、地域の一員として自治会活動に参加し、地域との良好な関係を築いています。</p>
<p>5. 運営上の透明性の確保と継続性</p>	<p>①法人の理念、倫理綱領、職員行動指針は、毎年度、職員全員で読み合わせをし、更に、方針やミッション、法人の職員像も加えて共有の場所に常時掲示し、職員はいつでも確認することができます。</p> <p>②「グループホームの生活について」(重要事項説明書)は、わかりやすく書かれ、内容も利用者の自主性や要望・意見を尊重する姿勢が貫かれています。苦情解決のための相談先も、共有場所に掲示しています。</p>
<p>6. 職員の資質向上の促進</p>	<p>①職員の勤務ローテーションは、職員の希望も配慮して作成し、ホームでの責任体制を明確にするなど、職員が安心して働ける環境を作っています。</p> <p>②研修については、職員全員に周知されていますが、非常勤職員に関しては、勤務上参加が困難な場合が多く、全体の支援の質の向上を図るため、研修で配布された資料を職員に配るなどの工夫をしています。</p>

7. 日常生活支援	<p>①必要に応じて、通院には職員が同行しています。些細なことでも利用者に変化があれば家族に連絡をする、日中活動場では、職員と連絡帳を活用して、医療機関や家族等との情報を共有しながら支援を行っています。</p> <p>②自由時間は、利用者が自主的・主体的に過ごせるよう、見守りながら必要な支援をしています。ガイドヘルパーの活用が積極的にされています。</p> <p>③排泄と入浴に関しては、同性介助を徹底しています。</p>

